

市川市私道整備事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、私道の整備を促進し、市民の生活環境の向上を図るため、私道整備事業を行うものに対し予算の範囲内において市川市私道整備事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、市川市補助金等交付規則（平成8年規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公道 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路及び現に一般交通の用に供する市川市法定外公共物の管理に関する条例（平成14年条例第36号）第2条に規定する法定外公共物（道路に限る。）をいう。
- (2) 私道 公道以外の道路で、敷地が私人の所有に属し、現に一般交通の用に供されているものをいう。
- (3) 私道舗装整備工事 私道に別表第1に定める舗装（以下この号及び次号において「助成対象舗装」という。）を新設する工事又は助成対象舗装をするため私道を改築する工事（私道の路面のくぼみ等の補修、マンホール蓋の高さの調整その他軽微な工事を除く。）をいう。
- (4) 私道一部舗装整備工事 私道の一部（私道のうちその整備延長が10メートル以上であって、かつ、当該整備延長における全幅員に係る部分をいう。以下この号において同じ。）に助成対象舗装を新設する工事又は助成対象舗装をするため私道の一部を改築する工事（私道の一部の路面のくぼみ等の補修、マンホール蓋の高さの調整その他軽微な工事を除く。）をいう。
- (5) 私道路面排水施設整備工事 私道に別表第2に定める路面排水施設等その

他市長が適当と認める路面排水施設（以下この号及び次号において「助成対象路面排水施設」という。）を新設する工事又は助成対象路面排水施設を設置するため私道を改築する工事（私道の側溝蓋の交換、マンホール蓋の高さの調整その他軽微な工事を除く。）をいう。

- (6) 私道一部路面排水施設整備工事 私道の一部（私道のうちその整備延長が10メートル以上であるものをいう。以下この号において同じ。）に助成対象路面排水施設を新設する工事又は助成対象路面排水施設を設置するため路面排水施設が既に設置されている私道の一部を改築する工事（当該路面排水施設の側溝蓋の交換、マンホール蓋の高さの調整その他軽微な工事を除く。）をいう。

- (7) 私道整備事業 私道舗装整備工事、私道一部舗装整備工事、私道路面排水施設整備工事及び私道一部路面排水施設整備工事をいう。

（助成対象者）

第3条 助成金の交付対象となるもの（以下「助成対象者」という。）は、次の各号に掲げる私道整備事業に係る工事の区分に応じ、当該各号に掲げる者で構成する団体とする。ただし、第1号イ又は第2号イに掲げる者で構成する団体が、同一の住居に居住するもののみで構成する団体であるときは、この限りでない。

- (1) 私道舗装整備工事又は私道路面排水施設整備工事（以下この号において「私道舗装整備工事等」という。） 次のいずれかに該当する者

ア 私道舗装整備工事等を行おうとする私道を所有する者

イ 私道舗装整備工事等を行おうとする私道に接する出入口を有する敷地における住居に居住する者

- (2) 私道一部舗装整備工事又は私道一部路面排水施設整備工事（以下この号において「私道一部舗装整備工事等」という。） 次のいずれかに該当する者

ア 私道一部舗装整備工事等を行おうとする私道を所有する者

イ 私道一部舗装整備工事等を行おうとする私道に接する出入口を有する敷地における住居に居住する者

ウ ア又はイに準ずる者として市長が認めるもの

- 2 前項の規定にかかわらず、両端が公道に接する私道を所有し、かつ、当該私道に接する出入口を有する敷地における住居に居住する者が当該私道について私道整備事業を行う場合は、その者を助成対象者とする。

(助成対象事業)

第4条 助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、次に掲げる要件を満たす私道について行う私道整備事業とする。

- (1) 幅員が2.0メートル以上であること。
- (2) 一端が公道に接する場合にあっては、私道に接する出入口を有する敷地における住居が2戸以上あること。
- (3) 私道舗装整備工事及び私道一部舗装整備工事（これらと併せて私道路面排水施設整備工事又は私道一部路面排水施設整備工事を行う場合を除く。）にあっては、路面排水施設が既に設置され、その機能を果たしていること。
- (4) 私道一部路面排水施設整備工事のうち、路面排水施設が既に設置されているものにあっては、当該工事後その機能を果たすことができること。
- (5) 私道整備事業を行う私道（私道一部舗装整備工事又は私道一部路面排水施設整備工事にあつては、当該工事を行う部分とする。以下この号において同じ。）を所有する者（市長がやむを得ない事由があると認める場合にあっては、市長が別に定める者）の全てから当該私道について私道整備事業を行うことについて承諾を得ていること。
- (6) その他市長が必要と認める要件を備えていること。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する私道について行う私道整備事業は、助成対象事業としない。

- (1) 1年以内に掘削する計画があるもの

- (2) 開発等によって築造された私道で、その工事の完了後 10 年を経過していないもの
- (3) 私道整備事業を行った私道（私道一部舗装整備工事又は私道一部路面排水施設整備工事を行った場合にあつては、当該工事を行った部分に限る。）について、当該私道整備事業と同じ種類の私道整備事業を行おうとする場合において、当該私道整備事業の完了後 10 年を経過していないもの
- (4) 建築物の敷地面積に含まれているもの
- (5) 専ら宿舍、寮、事業所等の用に供するもの
- (6) 私道の敷地内に法令に違反している建築物等があるもの
- (7) のり面に接する場合にあつては、当該のり面が崩壊又は崩落するおそれのあるもの
- (8) 私道路面排水施設整備工事及び私道一部路面排水施設整備工事にあつては、私道に接する公道の排水施設の機能を損なうおそれのあるもの
- （助成金の額）

第 5 条 助成金の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、助成対象事業の実施に要する費用の額（助成対象事業の実施に支障となる地下埋設物及び工作物等の移設に要する費用及び撤去に要する費用があるときは、これらの額を控除した額。以下「事業費」という。）に同表の中欄に定める助成率を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、当該額が同表の右欄に定める限度額を超えるときは、当該限度額を助成金の額とする。

区 分	助 成 率	限 度 額
一端が公道に接する私道	100 分の 60	200 万円
両端が公道に接する私道	100 分の 75	300 万円

2 事業費は、次条第 2 項第 7 号の事業費の内訳を確認することができる見積書に記載された見積額又は国が定める土木工事標準積算基準書に基づき市長が

算出した額のいずれか少ない額とする。

（事前協議）

第5条の2 助成金の交付を受けようとするものは、次条第1項の申請書を提出する前に、市川市私道整備事業助成金事前協議書（様式第1号。以下「事前協議書」という。）を市長に提出し、事前協議（以下「事前協議」という。）を行うものとする。

2 事前協議書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 案内図
- (2) 工事計画図（平面図、縦断図、横断図、標準断面図、構造図その他工事の計画を確認することができるものをいう。）
- (3) 市川市私道整備事業助成対象者名簿（様式第2号）
- (4) 承諾書（様式第3号）
- (5) 公図の写し及び登記事項証明書又は登記事項要約書
- (6) 誓約書（様式第4号）
- (7) 事業費の内訳を確認することができる見積書（数量計算書を含む。）
- (8) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項の事前協議が終了したときは、市川市私道整備事業助成金事前協議結果通知書（様式第4号の2）により当該事前協議を行ったものに通知するものとする。この場合において、当該事前協議が整った旨を通知するときは、当該事前協議が整った順に番号を付するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、事前協議を行おうとする私道について、別の事前協議が行われているときは、事前協議書を提出することができない。ただし、市長が適当であると認めるときは、この限りでない。

（交付の申請）

第6条 規則第3条第1項の申請書は、市川市私道整備事業助成金交付申請書（様式第4号の3）によるものとする。

2 前項の申請書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事前協議書の添付書類に係る事項（前条第2項第1号及び第2号に係る事項を除く。）を変更する場合にあっては、当該変更を確認することができる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の申請書の提出期限は、当該申請書を提出する日の属する年度の12月10日（当該年度の3月15日までに第11条の実績報告書を提出することができるものと市長が認めたものにあっては、当該年度の1月20日）とする。
（決定）

第7条 規則第4条の規定による助成金の交付の決定は、前条第1項の申請書の提出があった月ごとに、第5条の2第3項に規定する番号の順に行うものとする。

2 規則第6条の規定による通知は、市川市私道整備事業助成金交付可否決定通知書（様式第5号）によるものとする。
（施工業者の選定）

第8条 規則第6条第1項の規定による助成金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けたものは、助成対象事業に関する私道の工事を施工する業者を、市川市入札参加業者適格者名簿に登録されている市内に本店を有する業者で、土木一式工事及び舗装工事を工種とするもののうちから、選定しなければならない。
（着手等）

第9条 交付決定を受けたものは、助成対象事業に関する私道の工事に着手する前に市川市私道整備事業着手届（様式第6号）を市長に提出するとともに、当該工事の施工に関し契約を締結した日から30日以内に当該工事に着手しなければならない。

2 前項の着手届の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 工事請負契約書又は請書の写し

(2) 工程表

(変更等の承認)

第10条 規則第8条の承認を受けようとするものは、市川市私道整備事業助成金交付申請事項（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第7号）に市長が必要と認める書類を添付して提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、その旨を市川市私道整備事業助成金交付申請事項（変更・中止・廃止）承認可否決定通知書（様式第8号）により当該申請書の提出をしたものに通知するものとする。

(実績報告)

第11条 規則第13条の実績報告書は、市川市私道整備事業助成金実績報告書（様式第9号）によるものとする。

2 前項の実績報告書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 助成対象事業に係る工事の完了を証する書類

(2) 助成対象事業に係る工事の完了を確認できる写真

(3) 領収書その他の第9条第2項第1号に規定する契約書又は請書に定められた助成対象事業に係る工事に要する費用の支払を証する書類の写し（当該費用に助成対象事業の実施に当たり支障となる地下埋設物及び工作物等の移設に要する費用及び撤去に要する費用が含まれるときは、その内訳が確認できる書類の写し）

(4) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の実績報告書の提出期限は、助成対象事業が完了した日の翌日から起算して14日を経過した日又は交付決定を受けた日の属する年度の3月15日のいずれか早い日とする。

(額の確定)

第 1 2 条 市長は、規則第 1 5 条の規定により助成金の額を確定したときは、市川市私道整備事業助成金額確定通知書（様式第 1 0 号）により助成金の交付決定を受けたものに通知するものとする。

（交付の請求）

第 1 3 条 規則第 1 6 条の交付請求書は、市川市私道整備事業助成金交付請求書（様式第 1 1 号）によるものとする。

（決定の取消し）

第 1 4 条 規則第 1 8 条第 3 項の規定による通知は、市川市私道整備事業助成金交付決定取消通知書（様式第 1 2 号）により行うものとする。

（維持管理）

第 1 5 条 助成対象者は、助成金により整備された私道の機能を損なわないように、当該私道の所有者と連携して、当該私道について適正に維持管理を行うものとする。

（補則）

第 1 6 条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和元年 7 月 3 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の市川市私道整備事業助成金交付要綱の規定は、令和元年 7 月 3 日以後の申請に係る市川市私道整備事業助成金について適用し、同日前の申請に係る市川市私道整備事業助成金については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の市川市私道整備事業助成金交付要綱の規定は、令和４年４月１日以後の申請に係る市川市私道整備事業助成金について適用し、同日前の申請に係る市川市私道整備事業助成金については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現に存する改正前の様式による用紙については、必要な補正をして使用することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和５年１２月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の市川市私道整備事業助成金交付要綱の規定は、令和５年１２月１日以後の申請に係る市川市私道整備事業助成金について適用し、同日前の申請に係る市川市私道整備事業助成金については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現に存する改正前の様式第１号による用紙については、必要な補正をして使用することができる。

附 則

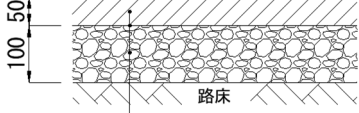
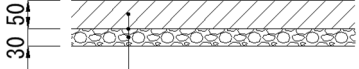
（施行期日）

- 1 この要綱は、令和７年２月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の市川市私道整備事業助成金交付要綱の規定は、令和７年２月１日以後に同要綱第５条の２第１項の事前協議書の提出があった市川市私道整備事業助成金について適用する。

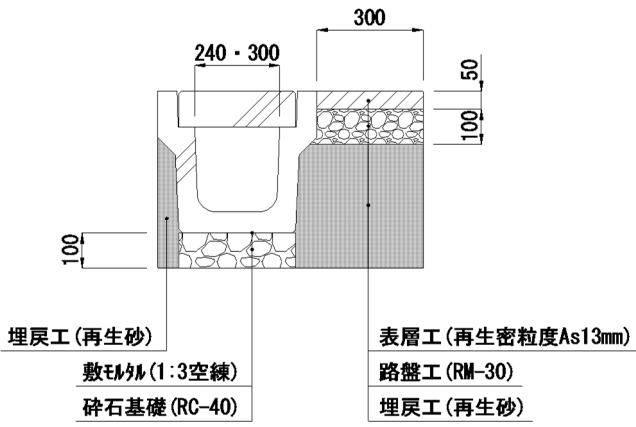
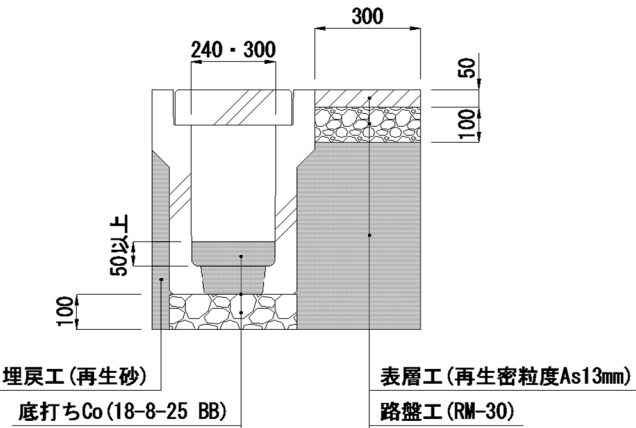
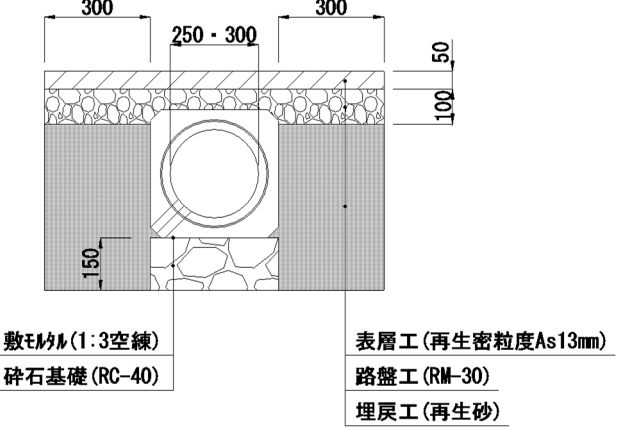
別表第 1 （第 2 条関係）

区分	舗装の内容
A 断面	 100 50 路床 表層工(再生密粒度As13mm) アスファルト乳剤(PK-3) 路盤工(RM-30)
B 断面	 30 50 表層工(再生密粒度As13mm) アスファルト乳剤(PK-3) 不陸整正(RM-30)

備考

- (1) 「A 断面」とは、表層と路盤を施工する場合の断面をいう。
- (2) 「B 断面」とは、既設の舗装等（A 断面以上の路盤厚が確認できるものをいう。）があり、表層と不陸整正を施工する場合の断面をいう。

別表第 2 （第 2 条関係）

区分	路面排水施設等の内容
U 型側溝	 埋戻工(再生砂) 敷モルタル(1:3空練) 砕石基礎(RC-40) 表層工(再生密粒度As13mm) 路盤工(RM-30) 埋戻工(再生砂)
自由勾配側溝	 埋戻工(再生砂) 底打ちCo(18-8-25 BB) 敷モルタル(1:3空練) 砕石基礎(RC-40) 表層工(再生密粒度As13mm) 路盤工(RM-30) 埋戻工(再生砂)
遠心ボックスカルバート	 敷モルタル(1:3空練) 砕石基礎(RC-40) 表層工(再生密粒度As13mm) 路盤工(RM-30) 埋戻工(再生砂)

